

北信漁業協同組合 内共第 18 号 第五種共同漁業権遊漁規則（池尻川）

（目的）

第 1 条 この規則は、この組合の有する内共第 18 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、にじます、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、承認期間 1 日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間 1 年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項又は第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
こい・ふな・うぐい・ にじます・やまめ・いわな	竿 釣	1 人 1 本

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
にじます やまめ いわな	3 月第 3 日曜日から 9 月 30 日まで
こ い ふ な うぐい	周 年

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

（全長制限）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならな

い。

魚 種	全 長
にじます・やまめ・いわな	15センチメートル
ふな・うぐい	10センチメートル
こい	18センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承認期間	遊 漁 料
こい・ふな・うぐい・ にじます・やまめ・いわな	1 日	1,200 円
	1 年	6,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者	無 料
身 体 障 害 者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 北信漁業協同組合事務所

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具及び漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年(2023)12月1日)